

個人情報保護制度

～あなたのプライバシーを守ります～

この制度は・・・

『市が行う個人情報の取扱いについて必要なルールを定め、』

●市が保有する個人情報を、適正に取扱い保護するためのルールを定めています。

～収集の制限～

市が個人情報を収集するときは、その目的を明らかにし、必要な範囲内で、原則として本人から直接収集します。

思想、信条及び信教に関する情報や社会的差別の原因となるおそれのある情報などは、原則として収集しません。

～利用・提供の制限～

個人情報を収集したときの目的の範囲を超えて、その情報を内部で利用したり、外部に提供したりすることは、原則として行いません。

～適正な管理～

個人情報は、最新のものを正確に保有するようにします。漏えい・滅失・き損などがないよう適正に管理し、不要になった情報は、速やかに消去します。

～個人情報取扱事務登録簿の閲覧～

行政情報コーナーに、個人情報を取り扱う事務の目的等が記載された登録簿を備え付け、市がどんな個人情報を取り扱っているか、自由に閲覧することができます。

～特定個人情報の利用・提供の制限～

利用目的以外の目的のために特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を自ら利用しません。

番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供しません。

『自分の情報を見たり、正したりする権利などを保証することにより、』

●個人情報保護条例では、次のような権利を保障しています。

開示の請求	市で保有している自分の情報の開示を請求することができます。
訂正の請求	開示された自分の情報に、事実に関する誤りがある場合は、その訂正を請求することができます。
利用停止等の請求	自分の情報が条例に違反して収集されている場合には、その消去を請求することができます。 また、自分の情報が条例に違反して、目的以外の利用・提供がされている場合には、その利用・提供の停止などを請求することができます。

『市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、みなさまの個人の権利利益を保護する制度』です。

開示や訂正の請求手続は・・・

